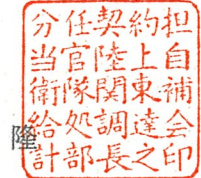

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井



一般競争入札の執行について、下記の通り公告する。

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 売払請求番号 | 通電売第5-3号ほか |
| (2) 品名 | 第1ロット：使用済車両等（解体条件付）（別紙第1のとおり）
第2ロット：鉄屑ほか4品目（解体条件付）（別紙第2のとおり）
第3ロット：混合屑（銀含有物）（別紙第3のとおり）
第4ロット：鉄屑ほか6品目（別紙第4のとおり） |
| (3) 規格等 | 品目内訳表のとおり |
| (4) 引渡場所 | 第1ロット：関東補給処通信電子部 茨城県土浦市右廻2410
第2ロット：関東補給処通信電子部 茨城県土浦市右廻2410
第3ロット：関東補給処誘導武器部 茨城県土浦市右廻2410
第4ロット：関東補給処火器車両部ほか茨城県土浦市右廻2410 |
| (5) 現品引渡完了
及び解体期限 | 第1ロット：代金納付の日から30日以内
（令和5年11月30日までに搬出）
第2ロット：代金納付の日から30日以内
（令和5年11月30日までに搬出）
第3ロット：代金納付の日から5日以内
（令和5年11月17日までに搬出）
第4ロット：代金納付の日から5日以内
（令和5年11月17日までに搬出） |

2 競争参加資格

令和04・05・06年度、全省庁統一資格の「物品の買受け」「A」、「B」又は「C」に格付の資格を保有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、調達会計部契約課及びホームページ提示（掲載）する。

4 説明会及び入札の日時場所

(1) 説明会日時場所

実施する。但し、売払物品の確認を希望する業者は令和5年7月31日（月）～令和5年8月4日（金）の0900～1200及び1310～1610の間、調達会計部契約課と個別調整の上、現地確認を実施することができる。なお、その他の日程での参加は認めない。

説明会に参加する業者は、事前に参加する旨、連絡すること。

また、説明会に参加しない業者の入札の参加は認めない。

(2) 入札日時場所

令和5年8月31日（木）10時00分 関東補給処A2多目的室（A庁舎2階）

5 保証金
入札保証金及び契約保証金
免除

6 落札決定方法
ロット毎の総額

7 注意事項

- (1) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (2) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (3) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (4) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (5) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 問い合わせ先

入札及び契約事項に関する問い合わせ

調達会計部契約課契約班 担当 大野

(電話029-842-1211 内線 2236、FAX029-842-1511)

売払品目の内容に関する問い合わせ

第1ロット：通信電子部 担当 平田 (内線2744)

第2ロット：通信電子部 担当 平田 (内線2744)

第3ロット：誘導武器部 担当 小山 (内線2838)

第4ロット：火器車両部 担当 名越 (内線2604)

通信電子部 担当 平田 (内線2744)

誘導武器部 担当 小山 (内線2838)

化学部 担当 石田 (内線4143)

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/g sdf/eae/eade p/tyokai/honsyo/honsyo.index.html> に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」とい

う。)が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省としては原価計算システムの適正化を確認できない状態にある者でないこと(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」、及び「破碎業の許可」を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、承認を受けたものであること。

(9) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

(10) 下請負承認申請書については、下請負者の担当者名及び連絡先を記載するものとし、下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認できなかった場合は当該下請負を承認しない。

10 入札の方法

(1) 競争は消費税込みの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の100分の110に相当する金額を記載する。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

(2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に入札日、売払請求番号を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも入札日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。

11 落札決定方法

(1) 予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額とする。

(3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は令和5年9月5日(火)11時30分 関東補給処A2多目的室(A庁舎2階)で行う。

(4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、売払請求番号を朱書きして封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、売払請求番号を記載し、郵便書留等にて、再度入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。

12 違約金等

(1) 落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

- (2) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

13 入札の無効

- (1) 第2項及び第9項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 説明会に参加しない者の入札

14 契約書の作成

- (1) 落札業者は落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊補給処等用標準契約書等に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。
- (2) 特約条項に「売払い物品の解体に関する特約条項」を付し、第3条は、「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、当該物品の引渡が完了したときをもって甲から乙に移るものとする。」に替える。

15 契約代金の納入

納入告知書又は口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

第1ロット品目内訳表

(単位: kg)

No.	材質・等級	通電売第5-3号		重量合計	備考
		解体条件付未解体品			
1	鉄屑	鋳物	4,754.50	4,754.50	
		特級	5,379.50	5,379.50	
		1・2級	13,775.00	13,775.00	
		級外	10,436.30	10,436.30	
2	銅屑	並	22.50	22.50	
		下	36.00	36.00	
3	真鍮屑		164.40	164.40	
4	アルミ屑		3,183.80	3,183.80	
5	鉛屑		192.00	192.00	
6	混合屑	雑線	676.70	676.70	銅(下)30%・その他70%
		鉄・非鉄	3,927.60	3,927.60	鉄(級外)60%・その他40%
7	ガラス		137.50	137.50	
8	ゴム		1,918.50	1,918.50	
9	未価値品		3,340.50	3,340.50	
	重量合計		47,944.80	47,944.80	

第2ロット品目内訳表

(単位: kg)

No.	材質・等級		通電売第5-2号	重量合計	備 考
			解体条件付未解体品		
1	鉄屑	級外	3,524.20	3,524.20	
2	真鍮屑	並黄銅	51.40	51.40	
3	アルミ屑	延べガラ	10,371.00	10,371.00	
4	混合屑	雑線	182.90	182.90	銅(下)30%・その他70%
		鉄・非鉄	543.20	543.20	鉄(級外)60%・その他40%
5	未価値品		2,282.30	2,282.30	
重量合計			16,955.00	16,955.00	

第3ロット品目内訳表

No.	品名	重量(g)	成分含有量(%)	銀含有物の分析箇所
1	銀含有物	11,229	90%以上	断面
	合計	11,229		

第4ロット品目内訳表

No.	材質・等級	火車壳第5-1号		通電壳第5-1号		誘壳第5-1号		誘壳第5-3号		化学壳第1号		重量合計	備考
		解体品	解体品	解体品	解体品	解体品	解体品	解体品	未解体品				
1	特級ゴム付	85.00										85.00	ゴム付層材質内訳 鉄76.50kg・ゴム8.50kg
	特級	13,352.00										13,352.00	
	2級			790.00								790.00	
	級外	2,084.33	840.00	2,110.00			3,276.00	1,299.00				9,609.33	
	被覆線級外	39.56		410.00								449.56	
2	並黄銅	59.59		260.00								319.59	
	ゴム付	2,165.00										2,165.00	ゴム付層材質内訳 ゴム216.50kg・アルミ1,948.50kg
3	アルミ層	1,104.53	427.00	900.00								2,431.53	
	延べガラ												
4	鉄・アルミ	348.30										348.30	鉄80%・アルミ20%
	鉄・銅	39.40										39.40	鉄90%・銅10%
	鉄・その他			2,895.00								2,895.00	鉄80%・その他20%
	基盤			225.00								225.00	
	アルミ・その他①			1,690.00								1,690.00	アルミ80%・鉄10%・その他10%
	アルミ・その他②			748.00			6,320.00					7,068.00	アルミ80%・その他10%・未価値10%
	雑線		578.00									578.00	銅30%・その他70%
	鉄・非鉄1		4,269.00									4,269.00	鉄60%・その他40%
	鉄・非鉄2		266.00									266.00	鉄2%・アルミ5%・その他3%・未価値品90%
	鉄・非鉄3		1,610.00									1,610.00	鉄30%・真鍮5%・アルミ30%・その他25%・未価値品10%
5	アルミニウム						1,324.00					1,324.00	防護マスク吸収缶の外殻部
	電池巢層	108.40								78.00		186.40	
6	鉛層												
	未価値	4,073.93										4,073.93	
7	重量合計	23,460.04	7,990.00	10,028.00	6,320.00	4,600.00	1,377.00					53,775.04	

(単位:kg)

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	関東補給処通信電子部
	作成年月日	令和5年4月25日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013C	

指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。

1 売払い

売払い物品の種類は下のとおり、引渡し場所は通信電子部一般産業廃棄物保管場所とする。

連番	材質	等級	単位	重量
1	鉄屑	鋳物	kg	4,754.50
2		特級		5,379.50
3		1・2級		13,775.00
4		級外		10,436.30
5	銅屑	並		22.50
6		下		36.00
7	真鍮	並黄銅		164.40
8	アルミ屑	延べガラ		3,183.80
9	鉛屑	電池巢屑		192.00
10	混合屑	雑線		676.70
11		鉄・非鉄		3,927.60
12	ガラス屑	ガラス		137.50
13	ゴム屑	ゴム		1,918.50
14	未価値品	未価値品		3,340.50
重量合計				47,944.80

備考：混合屑の雑線の比率は銅（下）30%・その他70%

混合屑の鉄・非鉄の比率は鉄（級外）60%・その他40%

- (1) 新野外通信システム車1台（シェルター一体型）4,930kg
- (2) 試験用バックボーンノード車4台（シェルター一体型）・1台につき4,765kg
- (3) 電波発射装置車1台（シェルタ1台及び発動発電機1台付）9,809.8kg
- (4) レーダ装置用電源トレーラ1台・4,825.0kg
- (5) 電源トレーラ車4台・1台につき2,330kg

*車両合計数量11両

続き

2 引渡・搬出・解体

- (1) 解体は、原則として監督官の立ち会いを受ける。
- (2) 解体実施場所への積込み・搬出は、契約の相手方が実施し、地上渡しとする。
- (3) 車両に付いているシェルタ及び発動発電機・電源についても、破壊器材等により、復元できないよう切断、破壊等の処置を行い、売払い物品の機能・性能が発揮又は回復することができない状態にする。
- (4) 売払い物品の廃棄物・燃料及び空調機のフロンガスは契約相手方において関係法令に基づき適正に処分を執り行う。

3 提出書類

- (1) 仕様書 4.1 表 1 の書類の提出先については、番号 2・3 の下請請負承認申請書及び作業工程表は「調達会計部契約課契約班」とし、それ以外は「通信電子部保管分類課回収分類班」とする。
- (2) シェルタ及び電源についても解体記録写真及びフロンガス回収証明書等を「通信電子部保管分類課回収分類班」に提出する。

材質別重量区分表

1. 新野外通信システム(その3)アクセスノード装置(その3)搭載車両・トヨタXCD30・キャブオーバー型:数量1台(自動車番号99-0283)・シエルター一体型 (単位:kg)

品目	鉄屑			銅屑			真鍮屑			アルミ屑		鉛屑		混合屑		ゴム	ガラス	未価値品	合計	
	構 成 (等級)	特級	1・2級	級外	並	下	並黄銅	延べガラ	電池菓屑	鉛屑	電池菓屑	鉄・非鉄	鉄・非鉄	鉛屑	電池菓屑					鉄・非鉄
エンジン		98.0	15.9	2.0	0.5	3.5										5.0		13.6	375.0	
エンジン付属装置			88.7	3.5												6.6		113.0	229.8	
電気系統			25.0	1.0		1.2										8.0		18.0	80.7	
動力伝導装置		587.0			0.8											167.0		0.4	1,074.3	
ブレーキ装置		53.5	20.0		0.3											3.1		4.0	188.1	
懸架装置		5.0	143.0	9.0												1.0		6.0	194.2	
操向装置		8.0	43.7	5.5												1.0		2.2	93.9	
フレーム及びボディー		18.7	952.0		0.1											24.9		92.7	1,120.3	
ホイール																			0.0	
タイヤ																			0.0	
バッテリー																			0.0	
その他			5.0																5.0	
シエルター																			1,568.7	
合 計		661.7	1,293.3	21.0	1.7	4.7										216.6		249.9	4,930.0	

備考:空調機1台 混合屑(雑線)の比率は銅(下)30%、その他70% 混合屑(鉄・非鉄)の比率は鉄(級外)60%・その他40%

2. 試験用バックボーンノード搭載車両・トヨタXCD30・キャブオーバー型:数量4台(自動車番号99-0357, 99-0358, 99-0359, 99-0360)・シエルター一体型 (単位:kg)

品目	鉄屑			銅屑			真鍮屑			アルミ屑		鉛屑		混合屑		ゴム	ガラス	未価値品	合計	
	構 成 (等級)	特級	1・2級	級外	並	下	並黄銅	延べガラ	電池菓屑	鉛屑	電池菓屑	鉄・非鉄	鉄・非鉄	鉛屑	電池菓屑					鉄・非鉄
エンジン		392.0	63.6	8.0	15.0	2.0										20.0		54.4	1,501.0	
エンジン付属装置			354.8	14.0												26.4		452.0	919.2	
電気系統			100.0	4.0	4.8											32.0		72.0	322.8	
動力伝導装置		2,348.0														668.0		1.6	4,297.2	
ブレーキ装置		214.0	80.0													12.4		16.0	752.4	
懸架装置		120.0	572.0	36.0												4.0		24.0	776.8	
操向装置		32.0	174.8	22.0												4.0		8.8	375.6	
フレーム及びボディー		74.8	3,808.0		0.4											99.6		370.8	4,481.2	
ホイール																			0.0	
タイヤ																			0.0	
バッテリー																			0.0	
その他			20.0																20.0	
シエルター																			5,613.8	
合 計		2,646.8	3,238.0	84.0	19.8	6.8										866.4		999.6	19,060.0	

備考:空調機1台 混合屑(雑線)の比率は銅(下)30%、その他70% 混合屑(鉄・非鉄)の比率は鉄(級外)60%・その他40%

材質別重量区分表

3. 電波発射装置MSQ-SI-C・いすゞSKW464:数量1台(自動車番号79-1509):シエルト1台及び発動発電機1台付

(単位:kg)

品目	構成(等級)		鉄屑				銅屑		真鍮屑 並黄銅	アルミ屑 延べガラ	混合屑		ゴム	未価値品	合計
	鋳物	特級	1・2級	級外	並	下	鉛屑	電池異屑			雑線	鉄・非鉄			
エンジン	566.0	169.0	61.0	2.0		5.0			64.0					6.0	873.0
エンジン付属装置		15.0	122.0	6.0				30.0						137.0	310.0
電気系統			10.0	2.0		2.0						1.0		7.0	23.0
動力伝導装置	83.0	182.0	202.0						4.0					13.0	484.0
ブレーキ装置		9.0	31.0												40.0
懸架装置	614.0	886.0	378.0	8.0										127.0	2,013.0
操向装置	23.0	13.0	413.0	19.0								24.0		53.0	545.0
フレーム及びボディー	18.0	51.0	1,792.0	1.0										183.0	2,045.0
ホイール			259.0												259.0
タイヤ													224.0		224.0
バッテリー											62.0				62.0
その他		7.0	45.0												52.0
シエルト				76.2				0.7	56.4			0.4		1,121.0	1,489.8
発動発電機				980.1				19.2	68.4			10.8		302.5	1,390.0
合計	1,304.0	1,332.0	3,313.0	1,094.3	1.0	7.0	49.9	192.8	62.0	25.0	224.0	1,949.5	9,809.8		

備考:空調機1台 混合屑(雑線)の比率は銅(下)30%・その他70% 混合屑(鉄・非鉄)の比率は鉄(級外)60%・その他40%

材質別重量区分表

4. 精測進入レーダ装置用電源トレーラ: 数量1台(自動車番号79-5701)

(単位: kg)

品目	構成 (等級)	鉄層				銅層	アルミ層	鉛層	ガラス	ゴム	未価値品	合計
		鋳物	特級	1・2級	級外							
電気系統					7.1	3.5				3.5	10.6	24.7
ブレーキ装置				92.1							7.1	99.2
懸架装置				109.9						3.5	3.5	116.9
フレーム及びボディー		28.4		503.2	21.3							552.9
ホイール				79.7								79.7
タイヤ									115.3			115.3
その他				14.2	3,815.0						7.1	3,836.3
合計		28.4	0.0	799.1	3,843.4	3.5	0.0	0.0	0.0	122.3	28.3	4,825.0

材質別重量区分表

5.着陸誘導装置用電源トレーラ:数量4台(自動車番号78-1707. 78-1708. 78-1713. 78-1714)

(単位: kg)

品目	構成 (等級)	鉄層				銅層	アルミ層	鉛層	ガラス	ゴム	未価値品	合計
		鋳物	特級	1・2級	級外							
電気系統					28.4	14.0				14.0	42.4	98.8
ブレーキ装置				368.4							28.4	396.8
懸架装置				439.6						14.0	14.0	467.6
ブレーム及びボディー		113.6		2,012.8	85.2							2,211.6
ホイール				318.8								318.8
タイヤ										461.2		461.2
その他				56.8	5,280.0						28.4	5,365.2
合計		113.6	0.0	3,196.4	5,393.6	14.0	0.0	0.0	0.0	489.2	113.2	9,320.0

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		GV-Z001013C
使用済車両売払い	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 6月13日
	変 更	令和 4年 7月14日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 安全管理

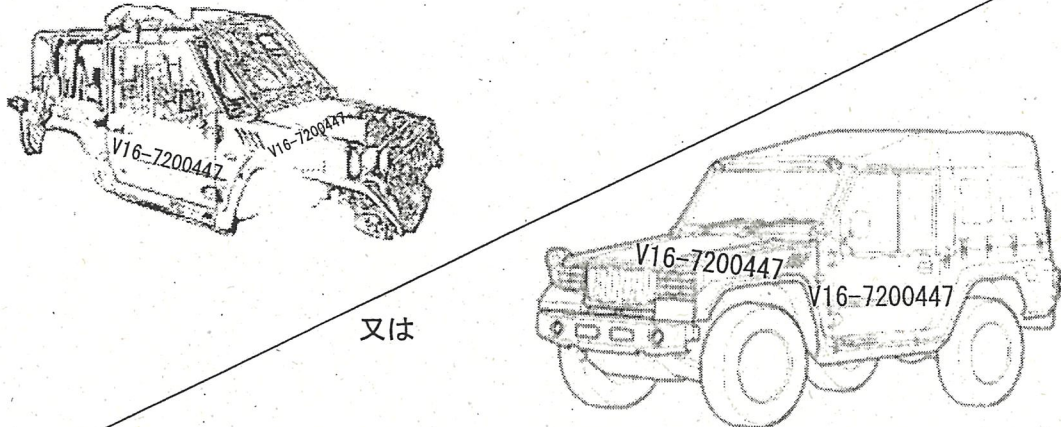
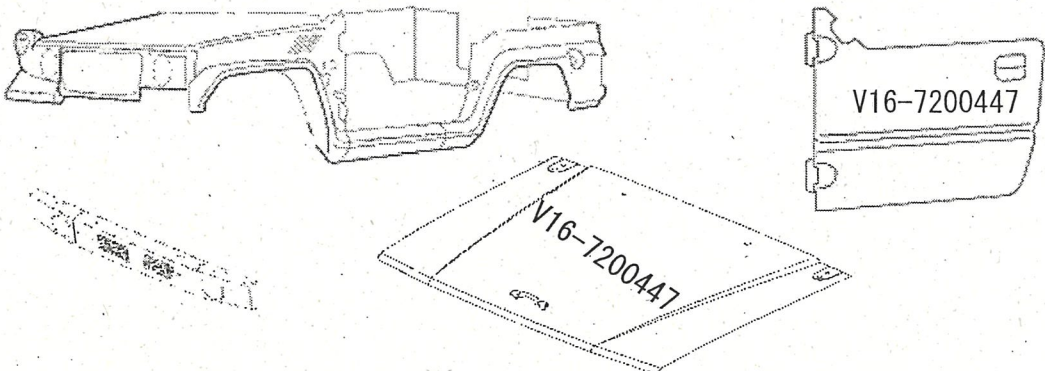
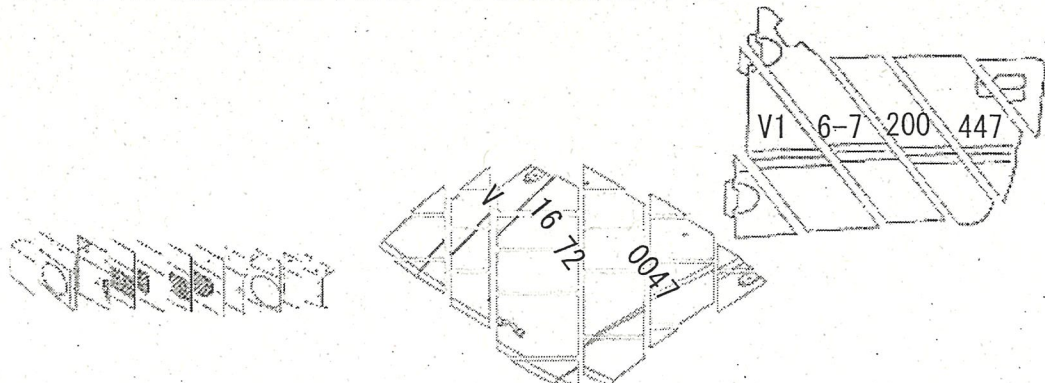
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

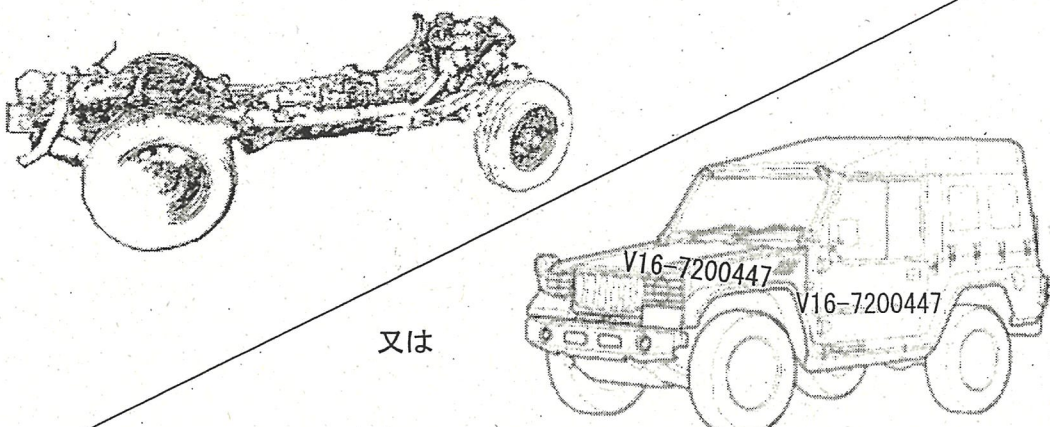
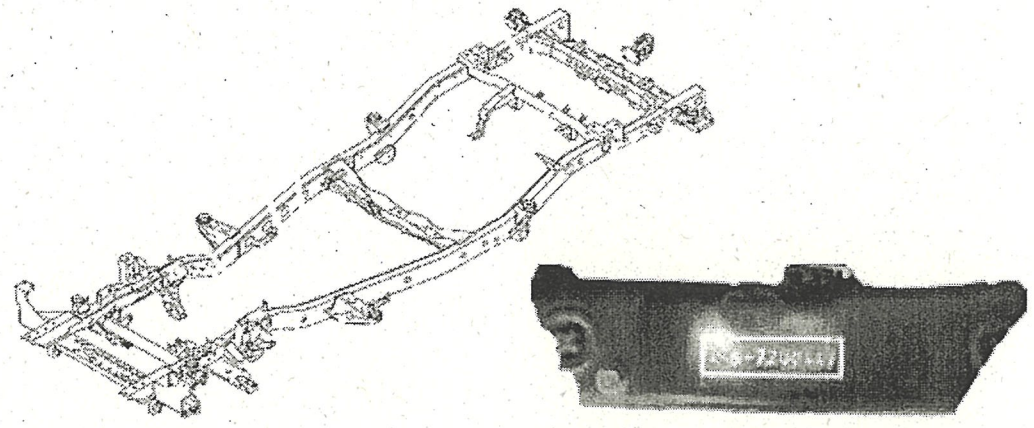
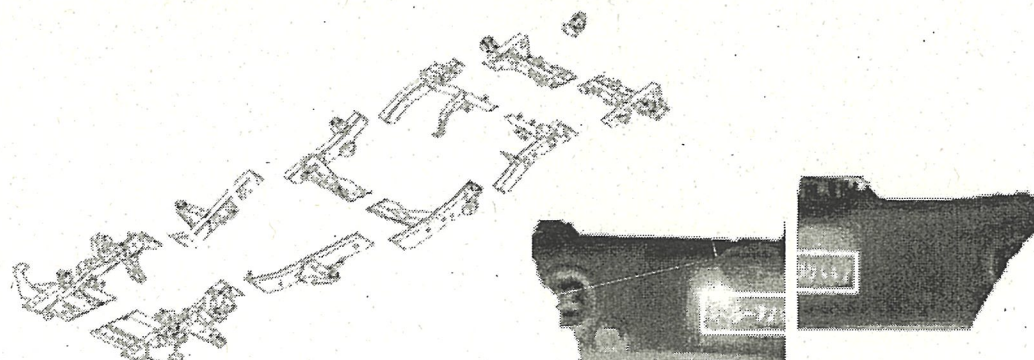
表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	—
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図3による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書				様式は、図4による。
<p>注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。</p> <p>注^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>					

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
キャビン・ボデー等外装部品	
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。</p> 
破碎又は 溶解後	<p>破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断され ていることが分かること。 破碎（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1-工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p>  <p>又は</p>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2-工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載

※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3—解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

<h2 style="margin: 0;">売払要領指定書</h2>	請求番号	通電売第5-2号
	請求年月日	令和5年4月25日
	作成部	通信電子部
	作成年月日	令和5年4月25日

指示事項（解体条件）

1 解体条件付売払物品

解体条件付売払物品（以下、“売払物品”という。）の品名、数量及び材質別重量区分は付紙第1による。

2 解体の条件

2.1 解体場所・引渡・搬出

売払物品の解体場所・引渡は次による。

- (1) 解体場所は、関東補給処通信電子部又は契約相手方の解体実施場所とする。
- (2) 契約相手方への引渡の時期は、契約代金の納付後とする。
- (3) 引渡・搬出は祝日を除く月曜日から金曜日の8時15分から17時00分の間に実施する。
- (4) 引渡の場所は、関東補給処通信電子部とし、地上渡しとする。
- (5) 解体実施場所への搬出は、契約の相手方が実施する。
- (6) 契約締結後速やかに、監督官と日程及び解体場所等の調整を行い、解体実施計画書を作成する。

2.2 解体

売払物品の解体は次による。

- (1) 解体は、契約の相手方が実施し、監督官の立ち合いを受ける。
- (2) 解体は、破壊器材等により、復元できないよう切断、破壊等の処置を行い、売払い物品の本来の機能・性能が発揮又は回復することが出来ない状態にする。
- (3) 関東補給処通信電子部で解体を実施する場合は、騒音・振動・粉塵を発生しない方法で実施すること。尚、実施後は清掃を行なう。
- (4) 解体に伴い発生した廃棄物及び空調機のフロンガスは関係法令に基づき適正に処分を執り行う。

2.3 提出書類

提出書類は表1による。

表1-提出書類

番号	提出書類	部数	提出時期	提出先	様式
1	解体実施計画書	2部	契約締結後速やかに	通信電子部 監督官等	別冊による
2	受領書	2部	売払物品の引渡時		付紙第2
3	解体証明書	2部	解体完了後速やかに		付紙第3
4	解体記録写真	2部			随意
5	フロンガス回収証明書等	1部			随意

続き

2.4 安全管理

契約の相手方は、本契約の履行にあたり安全の確保に万全を期するものとし、官側の保有する施設、器材等に損傷を与えた場合は、直ちに現状に回復させるものとする。

2.5 保全

(1) 契約の相手方は、引渡から解体終了までの間、売払物品の紛失・盗難防止に留意するものとする。

(2) 許可された場所以外への無断立入、撮影は禁止する。

2.6 売払物品の所有権

売払物品の所有権は、2.2(2)に示す解体を完了するまでの間、陸上自衛隊に帰属する。

2.7 その他

本契約の履行にあたり疑義が生じた場合は、監督官等に申し出て指示を受けるものとする。

解体条件付売払物品明細表

* 売払条件は別紙「売払要領指定書」による。

1 材質別重量区分表

番号	品名	材質・等級重量(kg)							空調機 数量	本体数量
		鉄屑	真鍮屑	アルミ屑	混合屑		未価値品	重量合計		
		級外	並黄銅	延べガラ	雑線	鉄・非鉄			台	
1	シエルタA(小)	2,006.20	26.60	5,154.80	50.40		1,162.00	8,400.00	14	14
2	シエルタB(小)	286.60	3.80	736.40	7.20		166.00	1,200.00	2	2
3	シエルタC(小)	573.20	7.60	1,472.80	14.40		332.00	2,400.00	4	4
4	シエルタD(小)	143.30	1.90	368.20	3.60		83.00	600.00	1	1
5	シエルタE(小)	143.30	1.90	368.20	3.60		83.00	600.00	1	1
6	シエルタF(中)	17.00	3.30	546.00	37.80	154.00	111.90	870.00	1	1
7	シエルタG(中)	13.50	2.10	457.20	30.00	122.30	69.90	695.00	1	1
8	シエルタH(中)	14.50	2.30	491.00	32.30	131.40	68.50	740.00	1	1
9	シエルタI(小)	143.30	1.90	368.20	3.60	50.00	83.00	650.00	2	1
10	シエルタJ(大)	183.30		408.20		85.50	123.00	800.00	0	1
合計		3,524.20	51.40	10,371.00	182.90	543.20	2,282.30	16,955.00	27	27
備	考	混合屑(雑線)の比率は銅(下)30%・その他70% 混合屑(鉄・非鉄)の比率は鉄(級外)60%・その他40%								

2 寸法

番号	品名	寸法(突起物を含む)		
		高さ(cm)	幅(cm)	奥行(cm)
1	シエルタA(小)	198	193	266
2	シエルタB(小)	198	193	266
3	シエルタC(小)	198	193	266
4	シエルタD(小)	198	193	266
5	シエルタE(小)	198	193	266
6	シエルタF(中)	240	205	240
7	シエルタG(中)	265	205	200
8	シエルタH(中)	230	205	260
9	シエルタI(小)	278	193	280
10	シエルタJ(大)	185	223	410
		1台当たり		

解体実施計画書
(通信電子部売却物品)

株式会社○○○○○

1 目的

本解体実施計画書は、「通信電子部不用決定売払物品の解体」に関する実施要領等を明確にすることを目的とする。

2 適用範囲

本解体実施計画書は、解体条件付売払物品の引渡から、解体の終了までの作業に適用する。

3 実施要領

売払要領指定書その他、付表「作業チェックリスト及び工程表」に記載した要領で実施する。

4 搬出

- (1) 実施日数 : ○○日
- (2) 実施事業者 : 株式会社○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
- (3) 担当者 : ○○ ○○
- (4) 連絡先 : ○○○○－(○○)－○○○○
- (5) 運搬車両台数 : ○台
- (6) 搬入場所までの経路 : 霞ヶ浦駐屯地～県道○○号～○○交差点～国道○号～搬入場所

5 解体

- (1) 実施日数 : ○○日
- (2) 実施場所 : 株式会社○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
- (3) 実施要領 : ○○○○(破壊器材名称)を使用して切断(溶断、破碎、圧壊等)
- (4) 実施事業者 : 株式会社○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
- (5) 担当者 : ○○ ○○
- (6) 連絡先 : ○○○○－(○○)－○○○○

6 終了報告

解体実施後速やかに提出書類を通信電子部保管分類課回収分類班に提出し終了を報告する。尚、処分は関係法令に基づき適正に執り行う。

作業チェックリスト及び工程表

1 作業チェックリスト

工程	留意事項	安全管理
搬出 ・積載 ・運搬 ・荷卸	転倒防止 落下防止 紛失防止	確実な作業動作 安全確認の励行 作業に適した服装及び保護具着用
解体	適正な解体の実施 各種法令に基づく処分の実施	—

2 全体工程表

工程 / 日数	○日	○日	○日	○日
代金納入後作業準備	↔			
引渡・搬出		↔		
解体			↔	
終了報告書類作成・提出				↔

3 搬出・解体作業工程表

日数	○日
作業対象物品	○○○○○○○ (品名) ○台
搬出車両台数	○○台
予定時間	作業内容
0815 ~ 0915	積載準備 ○○○○○○ (品名) ○台
0915 ~ 0945	積載 △△△△△△ (品名) △台
0945	搬出車両 駐屯地出発
1045	搬出車両 解体場所○○到着
1045 ~ 1145	荷卸
1300 ~ 1400	解体 △△△△△△ (品名) △台

引渡者		官職氏名印		領受書		担当者印				
物品管理官	年月日	取扱者印	転記	所在地、会社名、代表者名印		年月日	担当者印			
	証書番号			〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号	契約					
引渡者	年月日	取扱者印	転記	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号		通電売第5-2号				
	証書番号			株式会社〇〇〇〇〇〇	根拠					
資料種別	相手方番号	処理年月日	物品区分	証書年月日	証書番号	備考				
項目番号	物品番号及び品名			規格	非消費区分	程度	単位	数量	処置コード	摘要
1			シェルトタ(小)				台	23		
2			シェルトタ(中)				台	3		
3			シェルトタ(大)				台	1		
4			以下		白					
5			余							
6										
7										
8										
9										
10										
	合計						台	27		
1ページ中の第1ページ										

令和5年〇〇月〇〇日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 殿

会社名 株式会社〇〇〇〇〇
代表者名 〇 〇 〇 〇

印

下記のとおり、解体処分を完了した事を報告します。

記

- 1 売払請求番号
通電売第5-2
- 2 解体実施会社名及び所在地
株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
- 3 解体処分品の名称及び数量
シェルタ27台
- 4 解体作業実施日
令和5年〇〇月〇〇日～令和5年〇〇月〇〇日
- 5 立会者
関東補給処通信電子部 階級・氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

入札書
(第1ロット)

金額 ¥

(消費税額を含む)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
使用済車両等(解体条件付)		ST	1		
以下余白					
引渡場所	関東補給処 通信電子部	引渡期限	令和5年11月30日		
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年8月31日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

入 札 書

(第2ロット)

金額 ￥

(消費税額を含む)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
鉄屑ほか4品目(解体条件付)		ST	1		
以 下 余 白					
引渡場所	関東補給処 通信電子部		引渡期限	令和5年11月30日	
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年8月31日

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

入 札 書

(第3ロット)

金額 ￥

(消費税額を含む)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
銀含有物		ST	1		
以 下 余 白					
引渡場所	関東補給処 誘導武器部		引渡期限	令和5年11月17日	
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。
 また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年8月31日

分任契約担当官
 陸上自衛隊関東補給処
 調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担当者名
 連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

入 札 書

(第4ロット)

金額 ￥

(消費税額を含む)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
鉄屑ほか6品目		ST	1		
以 下 余 白					
引渡場所	関東補給処 火器車両部ほか		引渡期限	令和5年11月17日	
入札(契約)保証金	免除	入札書有効期間			/

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和5年8月31日

分任契約担当官
 陸上自衛隊関東補給処
 調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
 会 社 名
 代表者名
 担当者名
 連 絡 先

(注)押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委任状（入札等）

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 酒井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、
を代理人と定め、下記権限を委任します。
なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

Ⓜ

受任者

Ⓜ

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。